

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和8年7月 22 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600002号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600027号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年7月30日及び令和2年7月29日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

令和元年7月30日及び令和2年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、令和元年7月30日及び令和2年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年7月30日

② 令和元年12月27日

③ 令和2年7月29日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(75条本文該当記録)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された取引推移一覧表及び同僚から提出された賞与明細書、A社の回答、同僚のオンライン記録及び陳述から判断して、請求者は、請求期間①及び③について、A社から5万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認又は推認できることから、請求者の請求期間①及び③の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険

者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②について、A社は、令和5年に年金事務所が行った調査に対し請求者に5万円の賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除したと回答しているが、取引推移一覧表によると、同社から5万円が振り込まれていることが確認できる。

また、請求者及び請求者と同額の賞与の振込を受けたとする同僚は、請求期間に係る賞与明細書及び給与明細書を保存しておらず、A社からは回答が得られないため、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認または推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められないことから、厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。